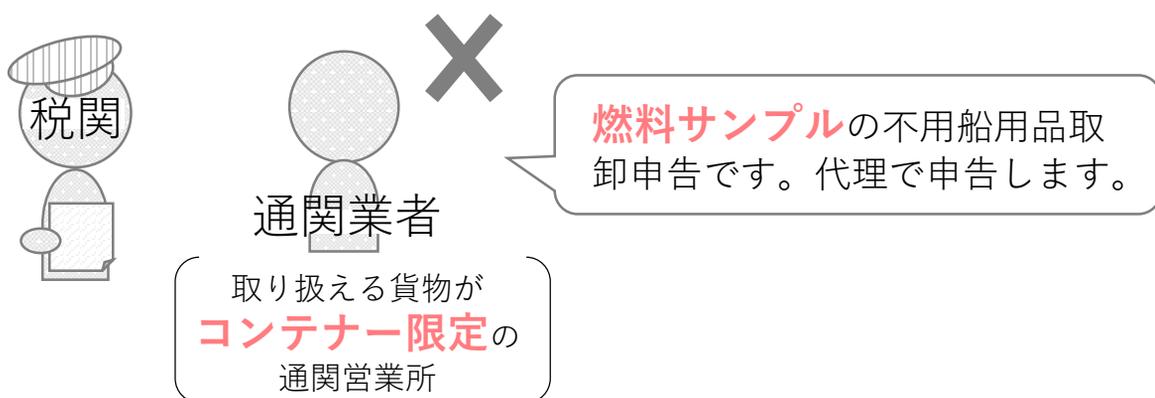


それ、**限定された貨物以外**の貨物についての申告ではないですか？

例えば、他人の依頼により次の申告を**代理して**行うとき、
通関業者でなければ申告できませんが、

- 内国貨物船用品（機用品）積込承認申告
- 外国貨物船用品（機用品）積込承認申告
- 不用（残存）船（機）用品等輸入（取卸）申告

注 貨物限定の条件が付された通関営業所において、
限定された種類以外の貨物を申告していませんか？



通関業法第34条第1項：財務大臣は、通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その通関業者に対し、1年以内の期間を定めて通関業務の**全部若しくは一部の停止**を命じ、又は**許可の取消し**をすることができる。

第1号：**通関業者が（略）第3条第2項の規定により許可に付された条件（略）に違反したとき。**

